

※「水利費」と「育苗管理費」については、従来通り定額で支払う。

記

(例) Aさん

- ・平成 28 年度労務時間数(H27.12～H28.11) 100 時間
- ・水利費支払額:1 万円→(1 万円÷1 千円/1 時間当たりの労務単価 = 10 時間) 10 時間
- ・育苗管理費:2 万円→(2 万円÷1 千円/1 時間当たりの労務単価 = 20 時間) 20 時間
-
- (計) 130 時間を
実労務時間数と見なす。

	内 容	1 反あたりの徴求額
①	確定標準労務時間数に対する実労務時間数の進捗割合が <u>5%未満</u> の場合	8 千円
②	確定標準労務時間数に対する実労務時間数の進捗割合が <u>5 %以上 10%未満</u> の場合	6 千円
③	確定標準労務時間数に対する実労務時間数の進捗割合が <u>10%以上 30%未満</u> の場合	4 千円
④	確定標準労務時間数に対する実労務時間数の進捗割合が <u>30%以上 50%未満</u> の場合	2 千円
⑤	確定標準労務時間数に対する実労務時間数の進捗割合が <u>50%以上</u> の場合	0 円

(説明 例) Bさんの田んぼ 8反
 出夫不足により上記表の ❷ となった
 ↓
 組合はBさんより48千円徴求します(8反×6千円)

以上